滋賀県	大津市	
	甲賀市	
京都府	京都市	
	舞鶴市	ロ
	宮津市	イ
	亀岡市	ニ
	長岡京市	ハ
	南丹市	
大阪府	大阪市	
	堺市	
	豊中市	
	池田市	ニ
	吹田市	ホ
	泉大津市	ホ
	守口市	
	茨木市	イ
	八尾市	
	松原市	ヘ
	門真市	
	東大阪市	
	大阪狭山市	ヘ
兵庫県	神戸市	
	姫路市	
	明石市	
	豊岡市	ハ
	宝塚市	
	三木市	ニ
	高砂市	イ
	たつの市	ロ
奈良県	大和高田市	ヘ
	五條市	ホ

和歌山県	三郷町	ニ
	斑鳩町	イ
	和歌山市	
	橋本市	ロ
	御坊市	ハ
	有田川町	ヘ
	串本町	ホ
鳥取県	鳥取市	ヘ
	米子市	ホ
	湯梨浜町	
島根県	松江市	
	益田市	
岡山県	岡山市	
	高梁市	
広島県	広島市	
	尾道市	ニ
	福山市	
	庄原市	
	東広島市	イ
山口県	下関市	
	萩市	ニ
	光市	イ
徳島県	鳴門市	
	藍住町	
香川県	高松市	
	坂出市	ニ
	さぬき市	イ
愛媛県	松山市	
	宇和島市	
	新居浜市	

高知県	高知市	
	須崎市	ホ
	四万十市	ヘ
福岡県	北九州市	
	福岡市	
	八女市	
	篠栗町	ヘ
	粕屋町	ホ
佐賀県	佐賀市	ニ
	唐津市	イ
	武雄市	ロ
	小城市	ハ
長崎県	佐世保市	
	島原市	
	諫早市	
熊本県	熊本市	
	玉名市	
	長洲町	ヘ
	小国町	ホ
大分県	大分市	
	中津市	イ
	佐伯市	ニ
宮崎県	宮崎市	
	小林市	ロ
	西都市	ハ
鹿児島県	鹿児島市	
	指宿市	
	さつま町	ニ
	瀬戸内町	イ
沖縄県	那覇市	
	宜野湾市	

	浦添市	ニ
	糸満市	
	沖縄市	
	うるま市	イ
	本部町	ロ
	読谷村	ヘ
	嘉手納町	ハ
	西原町	ホ

（注）一　個人企業経済調査の調査地域は、この表に掲げる市町村の区域とし、当該市町村の名称及び区域は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の定めるところによる平成二十八年十二月十三日現在における名称及び区域によるものとする。

二　この表に掲げる市町村のうち、期間欄に記載のある区域は、調査地域とする期間を、その記載の区分に応じ、次のとおり限定する。

「イ」とあるもの　平成二十九年四月一日から同年十二月三十一日まで

「ロ」とあるもの　平成二十九年四月一日から同年九月三十日まで

「ハ」とあるもの　平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日まで

「ニ」とあるもの　平成三十年一月一日から同年三月三十一日まで

「ホ」とあるもの　平成二十九年七月一日から平成三十年三月三十一日まで

「ヘ」とあるもの　平成二十九年四月一日から同年六月三十日まで